2025年5月26日 改正戸籍法施行

戸籍にフリガナが記載されます

2025年 5月以降 本籍地の市区町村から戸籍に記載される予定の氏名のフリガナの通知が届きます。

Point

通知されたフリガナを**まず確認! 誤っている場合**は届出をしてください マイナポータルでオンライン届出ができます

2026年 5月以降 通知されたフリガナが 戸籍に記載されます



正しいフリガナが通知された場合は、届出をしなくても、 戸籍に記載されるから安心!!

【**詐欺にご注意ください**】 フリガナの届出に<u>手数料はかかりません</u>。 届出をしなくても<u>罰則はありません</u>。

P籍制度 フリガナのルールができます マスコットキャラクター 詳しくはこちら→ コセキツネ



